

海外販路開拓支援業務提案仕様書

1 委託業務名

海外販路開拓支援業務

2 業務の目的

宇和島市では、市内事業者の海外販路開拓等に資するため、宇和島市商品データベース登録事業者を対象として、海外バイヤーが多数参加する「9th 沖縄大交易会 2021」（以下、「沖縄大交易会」という。）に、4事業者程度を推薦することとしている。

本委託業務は、沖縄大交易会における商談成約率等の出展効果を上げ、東南アジア周辺地域に対する海外販路開拓・拡大を目的とするもの。

○沖縄大交易会概要

(1) リアル

会期 令和3年11月25日（木）、26日（金）

会場 ホテルコレクティブ（那覇市松尾2-5-7）

(2) オンライン

会期 令和3年8月2日（月）～12月24日（金）

手法 Microsoft社Teamsを利用。

備考 沖縄大交易会が運用する「ビジネスマッチングサイト」のメッセージ機能を活用し、バイヤーに直接アプローチする「フリー商談形式」。

(3) これまでの実績

①沖縄大交易会 2020 実績（オンライン開催）

・商談期間	令和2年11月9日～令和3年2月26日（4ヶ月）
・会場	海外バイヤー向けには、商談環境が充実した海外会場を設置。（12月1、2日 香港会場、3、4日 台湾会場）
・サプライヤー出展社数	397社
・バイヤー参加社数	198社（国内52、海外146（14の国と地域））
・商談総件数	1,462件

②沖縄大交易会 2019 実績（リアル開催）

・開催期間	令和2年11月14日、15日
・会場	沖縄コンベンションセンター、宜野湾市立体育館
・サプライヤー出展社数	342社
・バイヤー参加社数	301社（国内132、海外169（17の国と地域））
・商談総件数	3,218件

(4) 参考

<https://gotf.jp/>（沖縄大交易会ホームページ）

3 委託期間

契約締結の日から令和4年1月28日（金）まで

4 業務内容

(1) 事前説明会

市と協力の上、オンラインにて、出展事業者に対する事前説明会を開催すること。（事業者の募集については、市が実施。）

なお、説明会の内容は、東南アジア周辺地域の環境分析情報（現地で求められる本邦産・本邦製の商品種類、コロナ禍における貿易動向等）、沖縄大交易会出展における留意点を盛り込んだ内容とすること。

(2) 個別面談・商談

個別面談は、東南アジア周辺地域の環境分析情報を踏まえ、沖縄大交易会における成約率の上昇に資するため、「マーケット・イン」を目指した、商品のブラッシュアップにつながるアドバイスや、推奨される仕向国への提案を行うこと。

また、商談については、商品の輸出商社への仲介や受託事業者自らが輸出することを目的とし、具体的に実施すること。

(3) 翻訳

出展事業者（4事業者程度）の商品1品目に係るFCP展示会・商談会シート（日本語1,200文字程度）を英語及び中国語（若しくは他言語）へ翻訳すること。

(4) 沖縄大交易会における出展事業者支援

①リアル商談会開催時に沖縄大交易会会場に赴いた上で、商談に立ち会い、出展事業者の支援業務（商談結果収集、商流に合う輸出商社の紹介等）を実施するとともに、契約期間中においては、電話、メール、WEB会議システム等を活用したフォローアップをすること。

②契約期間中、オンライン商談会の出展事業者からの相談を、電話、メール、WEB会議システム等により受け付けるとともに、少なくとも月1回（計6回）程度は、出展事業者に連絡を取り、懸念事項等を聴取の上、アドバイスを行う等すること。

(5) 自由提案

本業務をさらに効果的なものとする提案等、提案限度額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

5 スケジュール（目安）

時期	項目
5~6月	出展事業者募集(市にて実施。)
8月	事前説明会
同上	個別面談・商談
同上	翻訳業務
8月2日(月)～12月24日(金)	沖縄大交易会(オンライン)における出展事業者支援
11月25日(木)、26日(金)	沖縄大交易会(リアル)における出展事業者支援
契約期間中	フォローアップ

6 成果品等

(1) 納品期限

令和4年1月28日（金）

(2) 納品場所

宇和島市役所4階市長公室

(3) 成果品

①業務完了報告書 1通

※成約率に係るアンケート等を通して、事業者から、一定期間経過後の出展成果を確認の上、報告書に記載すること。

②出展事業者（4事業者程度）の商品1品目に係るFCP展示会・商談会シートを英語及び中国語（若しくは他言語）に翻訳したもの 各1通

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本業の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、宇和島市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

① 著作権法（昭和45年法律第48号）上の諸権利の帰属

成果品に対する著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定するこれらの権利は宇和島市に帰属する。

ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託事業者と協議の上、決定するものとする。

なお、受託事業者が作成したポスター・チラシ等のデザインに対する著作権については、原則として宇和島市に帰属しないこととするが、業務上、宇和島市が使用する必要性がある場合は、受託事業者に報告の上、使用することとする。

② 目的物の改変

宇和島市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託事業者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

ただし、受託事業者が作成したポスター・チラシ等のデザインに対する著作権については対象外とする。

③ 著作権の侵害に対する保証

受託事業者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

④ 知的財産権

本事業により特許権等の知的財産権が生じた場合の権利の帰属は、原則として宇和島市とする。

(3) 機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8 実施上の注意

(1) 実施体制

当該事業に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、円滑な事業運営を図ること。

(2) 連絡・調整体制

宇和島市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。

また、宇和島市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執行すること。

(3) 事業計画書の作成

契約締結後、速やかに事業計画書を作成し、業務委託着手届と併せて提出すること。

また、事業計画書の中で業務責任者の設置について記載すること。

9 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

10 委託料の返還等

本事業以外の用途に使用する等、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた事業者に対しては、委託料の全部または一部を返還させる。

また、委託料により発生した収入があるときは、返還を求めることができるものとする。

11 注意事項

本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細について、委託者と受託事業者との協議により決定すること。

12 その他

- (1) 受託事業者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、「9th 沖縄大交易会 2021」におけるリアル商談会が開催されない場合、又は同大交易会の運営事務局により、当市推薦事業者がリアル商談会に選考されない場合等において、4(4)①記載の業務が発生しないときは、契約上の業務内容を変更する。